

沖縄県立はなさき支援学校 衛生委員会規約

〈名称〉

第 1 条 本委員会は、沖縄県立はなさき支援学校衛生委員会（以下「委員会」という）と称する。

〈目的〉

第 2 条 委員会は、労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、学校保健法及びこれらに基づく関係法令に定めるもののほか、沖縄県教育委員会訓令 6 号沖縄県職員安全衛生管理規定に基づき、本校職員の安全及び健康ならびに快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

〈業務〉

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、校長に意見を述べることができる。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康増進を計るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 公務災害の原因及び再発防止に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項。

〈組織〉

第 4 条 委員会の委員は教育委員会訓令 6 号沖縄県学校職員安全管理規定 2 6 条により、次の構成員とする。

- | | |
|------------------|---------------|
| (1) 安全衛生責任者（校長） | (5) 事務長 |
| (2) 安全衛生推進者（教頭） | (6) 部主事（教務主任） |
| (3) 衛生管理者（体育科職員） | (7) 養護教諭 |
| (4) 産業医 | (8) 職員団体代表 |

〈役員〉

第 5 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 2 名
- (3) 幹事 2 名

〈役員を選出〉

第 6 条 委員長は安全衛生責任者（校長）をもって充てる。

- 2 副委員長は安全衛生推進者（教頭）、衛生管理者（体育科職員）をもって充てる。
- 3 幹事は養護教諭および教務主任をもって充てる。

〈役員職務〉

第 7 条 委員長は会務を掌理する。

- 2 副委員長は委員長を補佐する。
- 3 幹事は会議の運営及び会務の処理にあたる。

〈任期〉

第 8 条 役員及び委員の任期は 1 年とし、毎学年度始めから学年度末までとする。但し再任を妨げない。

〈会議〉

第 9 条 会議は原則として月 1 回とし、会議の議長は安全衛生推進者（教頭）が努める。

- 2 委員長が必要と認めたときは、会議を臨時に開催することができる。

付則 この規約は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。